

## 潮来市市長交際費の公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市長交際費の支出に係る情報の公開に関し必要な事項を定め、行政運営の透明性を図り、市民の市政に対する理解と信頼を深めることを目的とする。

(公表する内容)

第2条 市長交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 支出日
- (2) 支出内容
- (3) 支出区分
- (4) 支出金額

(分類)

第3条 前条に規定する支出区分は、潮来市市長交際費の支出に関する要綱(平成19年告示第30号)第2条の規定によるものとする。

(公表の時期)

第4条 市長交際費の支出に係る情報の公表は、別記様式により毎月行うものとし、当月分を翌月の15日までに行うものとする。

(公表の方法)

第5条 市長交際費の支出に係る情報の公表は、その内容を潮来市のホームページに掲載するとともに、潮来市公文書の開示に関する条例(平成9年条例第26号)及び、潮来市個人情報の保護に関する条例(平成10年条例第15号)(以下「個人情報保護条例」という)により閲覧できるものとする。

(個人情報の保護)

第6条 市長交際費の公表にあたっては、個人情報の保護条例に基づき、個人情報の保護に十分配慮しなければならない。

付 則

この要綱は、公布の日(平成19年2月13日)から施行する。